

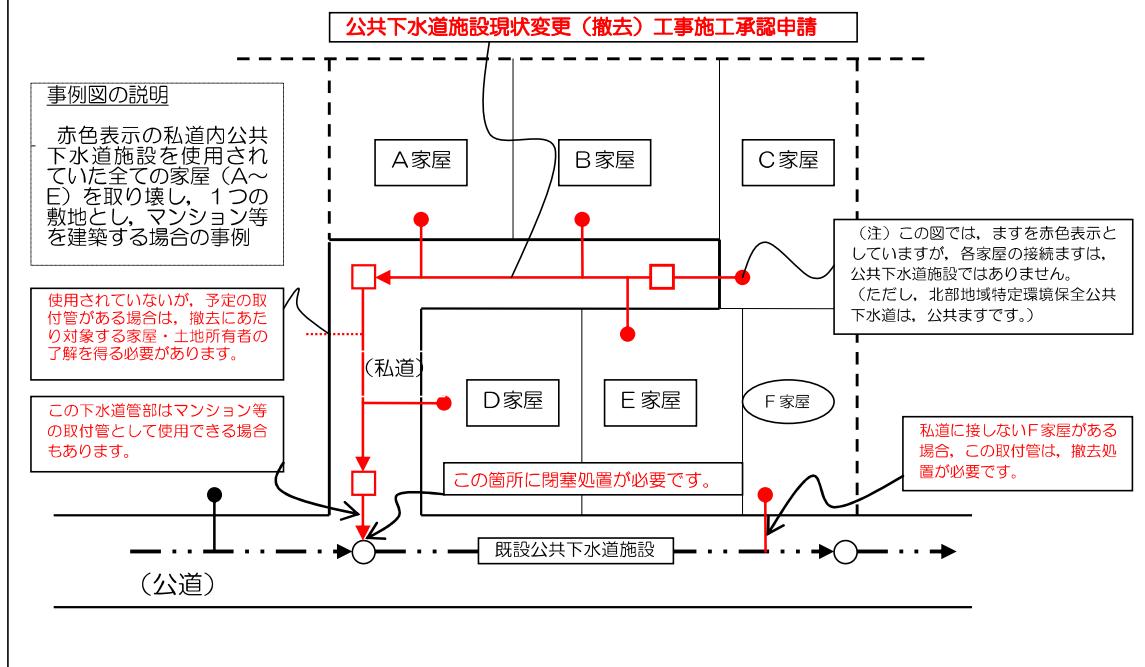
## (※-1) 公共下水道施設現状変更（移設・撤去）工事施工承認申請について

私道内等に布設されている公共下水道管を、私道の位置を変更するため、移設を行いたい場合や、私道内の家屋を全て取り壊し、私道内に布設されている公共下水道施設の使用者が全てなくなる場合等において、公共下水道管理者の承認を得て申請者が移設や撤去を行うための申請です。

なお、移設や撤去に係る工事費用は全て申請者の負担となります。



一般的によくある、公共下水道施設現状変更（撤去）承認申請の事例を図示します。



## (※-2) 公共下水道工事（接続工事）施工承認申請について

ミニ開発等による宅地造成で位置指定道路等<sup>注1</sup>（私道）を新設し、数軒の住宅を建築する場合等、下水を排除するため新設する位置指定道路には私道内共同排水設備<sup>注2</sup>（私有下水道管）を申請者が布設することになります。

この場合、既設公共下水道管との接続工事が必要となり、その接続工事を公共下水道管理者の承認を得て申請者が行うための申請です。

なお、工事費用は全額申請者の負担となります。

注1 位置指定道路：建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路（私道）

注2 私道内共同排水設備：私道内の2軒以上の下水を流すために設ける下水道設備で私道の所有者又は使用者の管理となります。（公共下水道施設ではありません。）

（開発区域の面積が500m<sup>2</sup>以上の開発行為で、都市計画法第32条に基づく協議を行う場合は、その中に協議同意することになり、この申請は必要ありません。）



公共下水道工事（接続工事）施工承認申請の一般的な事例を図示します。

